

# 東京未来大学個人情報保護規程

平成24年4月1日 制定

規程第 40号

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が拡大していることに鑑み、個人の尊重及びプライバシーの保護の観点から、学校法人三幸学園（以下「法人」という。）個人情報保護規程及び個人情報取扱運用細則に基づき、東京未来大学（以下「本学」という。）における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、本学の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

#### (1) 個人情報

個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付与された番号、記号その他の符号、画像若しくは音声等により特定の個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより、当該個人を識別できるものを含む。）をいう。

#### (2) 情報主体

一定の情報によって識別される、又は識別され得る個人をいう。

#### (3) 利用

本学が本学内で個人情報を処理することをいう。

#### (4) 提供

本学が本学以外の者に、自ら保有する個人情報を利用可能にすることをいう。

#### (5) 預託

本学が本学以外の者に情報処理を委託するなどのために、自ら保有する個人情報を預けることをいう。

#### (6) 利用目的

個人情報の収集、利用、提供、預託等の取扱いの範囲を定め、情報主体から個人情報の取扱いに関する同意を得る対象となるものをいう。

#### (7) 情報システム

個人情報を保存、管理するシステム及びその管理された情報の集合体に情報を新規登録、参照、修正、検索、出力等を行うシステムをいう。

#### (8) 情報セキュリティ

情報及び情報システムについて機密性、完全性及び可用性を確保することをいう。

#### (9) 文書

業務で取り扱う書類、印刷物、記録物及びその他一切の記録をいう。

#### (10) 受領者

個人情報の提供を受ける大学その他の団体又は個人をいう。

(1 1) 情報主体の同意

情報主体が収集、利用又は提供に関する情報を与えられた上で、自己に関する個人情報の収集、利用又は提供について、承諾する意思表示をいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、本学に就業するすべての教職員に適用する。

2 個人情報を取り扱う業務を外部に委託する場合も、この規程の趣旨に従って、個人情報の適正な保護を図るものとする。

第2章 本学の責務

(本学の責務)

第4条 本学は個人情報の性質及び利用方法に鑑み、適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある個人情報について、個人の権利及び利益の侵害を防止するため、個人情報保護に関する諸法令及び学内における諸規程を遵守し、必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 教職員は、個人情報の取扱いに当たって、本規程及び本規程に基づいて本学が定める関係諸規程を遵守するとともに、個人情報保護のために本学がとる施策及び措置等に最大限協力しなければならない。

3 教職員は、業務上知り、又知り得た個人情報を第三者に漏えいし、又は自己若しくは第三者の不当な目的のために利用してはならない。

第3章 個人情報の取扱いに関する組織

(個人情報管理責任者)

第5条 本学に、学校法人三幸学園個人情報保護規程第2条第6号に基づき、個人情報管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、エンロールメント・マネジメント局長（以下「EM局長」という。）

(個人情報部門責任者)

第6条 本学に、管理責任者のもとで各研究機関及び各事務部門における適正な個人情報の取扱いを行うために、個人情報部門責任者（以下「部門責任者」という。）を置く。

2 部門責任者は、各学部長、各センター長及び各係リーダーをもってあてる。

(委員会)

第7条 本学における個人情報の保護を適正に行うために必要な一切の事項についての審議を、東京未来大学コンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）において行うこととする。

(個人情報の取扱い原則)

第8条 教職員は、個人情報保護に関する諸法令及び学内における諸規程等を十分に理解かつ遵守し、個人情報があらわす個人の権利を保護するとともに、個人情報の特性に応じた安全性を確保しなければならない。

2 教職員は、次の各号に掲げる事項を行ってはならない。

(1) 個人情報保護に関する諸法令及び学内における諸規程等に反する行為

- (2) 個人情報及び情報システムを業務以外に利用する行為
  - (3) 他人の所有する個人情報及び情報システムを無断で利用する行為
  - (4) 個人情報を自己に与えられた権限を越えて利用する行為
  - (5) 情報システムの脆弱性を調査又は侵害し得るツール等を部門責任者の許可を得ないで開発及び収集する行為
  - (6) その他個人情報の取扱いの適切性を損なう行為及びこれを助長する行為
- 3 教職員は、利用目的について情報主体に確認を行った上、同意の確認を得た上で個人情報を収集しなければならない。
- 4 教職員は、前項により収集した個人情報を利用目的の範囲内で取り扱う。ただし、情報主体の同意、確認等が合理的に行えない場合は、部門責任者の承認を得て、利用目的を明示しなければならない。
- 5 部門責任者は、所属する構成員が個人情報を適正に取り扱っているかどうかを確認し、必要な場合には是正措置を講じる。この場合において、個人情報の取扱いについては、管理責任者に報告する。
- 6 教職員は、業務で知り得た個人情報を構成員でなくなった後も守秘しなければならない。

#### 第4章 個人情報の収集

(個人情報の取得の原則)

第9条 個人情報の取得は、利用目的を明確に定め、その目的の達成のために必要な限度においてのみ行うものとする。

2 個人情報の取得は、適法かつ公正な方法により行うものとする。

3 個人情報の収集は、次の各号に掲げる事項については、これを行ってはならない。ただし、教育研究の目的を達成するために必要不可欠な場合はこの限りではない。

(1) 思想、信条及び信教に関する事項

(2) その他社会的差別の原因となる事項

(取得の手続き)

第10条 業務において新たに個人情報を取得する場合には、あらかじめ、管理責任者に利用目的及び実施方法を届け出、承認を得るものとする。

(情報主体から直接に個人情報を取得する場合の措置)

第11条 情報主体から直接に個人情報を取得する場合は、情報主体に対して、次の各号に掲げる事項を書面またはこれに準ずる方法によって通知し、情報主体の同意を得るものとする。

(1) 個人情報保護管理者またはその代理人の氏名又は職名、所属及び連絡先

(2) 個人情報の取得及び利用の目的

(3) 個人情報の提供を行うことが予定されている場合は、その目的、当該情報の受領者又は受領者の組織の種類、属性及び個人情報の取扱いに関する契約の有無

(4) 個人情報の取扱いを委託することが予定されている場合には、その旨

(5) 個人情報を与えることは、情報主体の任意であること、及び当該情報を与えなかつ

た場合に情報主体に生じる結果

(6) 個人情報の開示を求める権利、及び開示の結果、当該情報が誤っている場合に訂正又は削除を要求する権利の存在、並びに当該権利を行使するための具体的な手続

(情報主体以外から間接的に個人情報を取得する場合の措置)

第12条 情報主体以外から間接に個人情報を取得する場合は、前条第1号ないし第4号及び第6号に掲げる事項を書面又はこれに準ずる方法によって通知し、情報主体の同意を得るものとする。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りでない。

(1) 前条第3号に従って、情報主体の同意を得ている者から取得する場合

(2) 個人情報の取扱いを委託される場合

(3) 情報主体の保護に値する利益が侵害されるおそれのない場合

## 第5章 個人情報の移送・送信

(個人情報の移送・送信の原則)

第13条 個人情報の移送・送信は、具体的な権限を与えられた者のみが、外部流出等の危険を防止するために必要かつ適切な方法により、業務の遂行上必要な限りにおいてなし得るものとする。

## 第6章 個人情報の利用

(個人情報の利用の原則)

第14条 個人情報は、原則として、利用目的の範囲内で、具体的な権限を与えられた者のみが、

業務の遂行上必要な限りにおいて利用できるものとする。

(個人情報の目的外利用)

第15条 利用目的の範囲を超えて個人情報を利用する場合は、第11条第1項第1号、第4号及び第6号に掲げる事項を書面又はこれに準ずる方法によって情報主体に通知し、事前に情報主体の同意を得るものとする。

2 利用目的の範囲を超えて個人情報を利用するために情報主体の同意を求める場合は、管理責任者の承認を得るものとする。

(個人情報の共同利用)

第16条 個人情報の取扱いを第三者との間で共同利用する場合は、管理責任者の承認を得るものとする。

(個人情報の取扱いの委託)

第17条 個人情報の取扱いを第三者に委託する場合は、管理責任者の承認を得るものとする。

## 第7章 個人情報の第三者提供

(個人情報の第三者提供の原則)

第18条 個人情報は、事前に情報主体の同意を得ることなく、第三者に提供してはならない。

- 2 個人情報第三者に提供する場合は、第11条第1項第1号、第4号及び第6号に掲げる事項を書面又はこれに準ずる方法によって通知し、情報主体の同意を得るものとする。
- 3 前項に基づき個人情報を第三者に提供する場合は、管理責任者の承認を得るものとする。

## 第8章 個人情報の管理

### (個人情報の管理の原則)

第19条 個人情報は、利用目的の達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の状態で管理するものとする。

### (個人情報の安全管理対策)

第20条 個人情報保護管理者は、個人情報に関するリスク(個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏えいなど)に対して、必要かつ適切な安全管理対策を講じるものとする。

## 第9章 個人情報の開示・訂正・利用停止・消去

### (自己情報に関する権利)

第21条 情報主体から自己の情報について開示を求められた場合は、合理的な期間内にこれに応じるものとする。

- 2 前項に基づく開示の結果、誤った情報があり、訂正又は削除を求められた場合は、原則として合理的な期間内にこれに応ずるとともに、訂正又は削除を行った場合は、可能な範囲内で当該個人情報の受領者に対して通知を行うものとする。

### (自己情報の利用又は提供の拒否)

第22条 情報主体から自己の情報について利用又は第三者の提供を拒否された場合は、これに応じるものとする。ただし、法令に基づく場合は、この限りではない。

## 第10章 個人情報の消去・廃棄

### (消去・廃棄の手続き)

第23条 個人情報の消去及び廃棄は、具体的な権限を与えられた者のみが、外部流出等の危険を防止するために必要かつ適切な方法により、業務の遂行上必要な限りにおいてなし得るものとする。

## 第11章 個人情報保護コンプライアンス・プログラム

### (管理責任者の責務)

第24条 管理責任者は、理事長の指示及び本規程に定めるところに基づき、個人情報保護に関する内部規定の整備、安全対策の実施、教育訓練等を推進するための個人情報保護コンプライアンス・プログラムを策定し、周知徹底等の措置を实践する責任を負うものとする。

- 2 管理責任者は、前条に規定する個人情報保護コンプライアンス・プログラムの策定を、

委員会に審議を委託することができる。

(教育)

第25条 管理責任者は、個人情報保護コンプライアンス・プログラムの重要性を理解させ、確実な実施を図るため、所要の教育計画及び教育資料に従い、継続的かつ定期的に教育・訓練を行うものとする。

(報告義務及び罰則)

第26条 個人情報保護コンプライアンス・プログラムに違反する事実又は違反するおそれがあることを発見した者は、その旨を管理責任者に報告するものとする。

2 管理責任者は、前項による報告の内容を調査し、違反の事実が判明した場合には、遅滞なく、理事長及び法人個人情報規程に規定する個人情報保護管理部長に報告し、かつ、関係部門に適切な処置を行うよう指示するものとする。

3 個人情報保護コンプライアンス・プログラムに違反した者は、就業規則の定めるところにより懲戒に処するものとする。

(相談及び苦情)

第27条 本学に、個人情報に関する相談又は苦情を常時受け付けるため、エンrollment・マネジメント局（以下「EM局」という。）に相談窓口を設置し、EM局に個人情報及び個人情報保護コンプライアンス・プログラムに関する相談又は苦情があったときは、次条に定める相談員を紹介し、相談員に連絡するものとする。

(相談員)

第28条 委員会の下に、個人情報について相談、助言及び苦情等を常時受け付けられるよう相談員をおく。

2 相談員は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 個人情報の取得に関する手続き
- (2) 個人情報の開示に関する相談又は苦情
- (3) 個人情報の相談内容を委員会に報告すること
- (4) 個人情報保護に関し、啓発するために必要な活動を行うこと

## 第12章 雑則

(運用細則)

第29条 本学における個人情報保護については、この規程によるもののほか、法人個人情報保護規程及び法人個人情報運用細則を準用する。

(改廃)

第30条 この規程の改廃は、全学教授会の議を経て、学長が行う。

## 附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。